

## 令和4年度 平取町アイヌ文化のブランド化推進事業支援業務仕様書

### 1 委託業務名

平取町アイヌ文化のブランド化推進事業支援業務

### 2 業務の目的

民族共生象徴空間「ウポポイ」開業以降、アイヌ文化への関心の高まりとともに工芸品へも注目が集まるなか、アイヌの伝統が色濃く残る平取町二風谷においても、継承されてきた伝統技術や文化を守りながら、現代の生活様式や多様な消費者ニーズに対応していくための商品づくりが急務となっている。

過年度に実施してきたコラボレーションによる商品開発の結果を踏まえながら、今年度はより多くの方とのタッチポイントとなる商品づくりとともに、地元工芸家による新たな商品づくりの契機になる取り組みを目指して、外部のクリエイター等とのコラボレーションによる商品開発を、伝統を基にしたブランドの確立にするため、販売方法や販売体制なども含めた検討を行い、製造された商品は、都市圏等におけるアイヌ工芸品の認知度向上に向けてアンテナショップを期間限定で開設する。また、渡航や移動の制限など様々な理由で平取町やアンテナショップに来られない方々のためにオンラインショップでの販売も行う。

また、新型コロナウイルスの影響により訪日外国人が当面の間は見込めないため、海外にてPRや実店舗等での販売を実施するとともに、収束後も見据えたマーケティング調査を行う。

### 3 業務の概要

令和元年から令和3年度実施の本業務の調査にて、アイヌ工芸品の現状の把握と喫緊の課題について整理されているが、本業務では、それらの課題に対応していくための支援業務を行う。

令和3年度に引き続き、アイヌ文化及びアイヌ工芸品の認知度向上のためにウェブサイトやソーシャルメディアを活用し、コンテンツの充実を図りながら広報を継続する。

併せて、アイヌ工芸家とものづくり企業とのマッチングにより新たなアイヌ工芸品の商品企画を行い、本業務遂行のための地元関係者・外部有識者により構成される協議会において意見等を募る。

また、都市圏等でのアイヌ文化やアイヌ工芸品の認知度向上に向けたアンテナショップを一定期間開設し、国内や外国人観光客などに関心を持ってもらい、販路開拓に結び付くように管理運営を行う。

上記の取り組みを実施した結果を評価するとともに、今後の課題について整理し、次年度の実施計画案を作成する。

### 4 業務の内容

- (1) アイヌ工芸品およびコラボ商品の Web、SNS 等を活用したプロモーションの展開
  - ・海外販路開拓を見据えた英語版の整備

- (2) 海外販路開拓を目的とした海外でのPR販売およびニーズ調査
  - ・海外におけるアイヌ文化やアイヌ工芸品の認知度向上のための期間限定ショップの実施
  - ・当該ショップ顧客等に対するアンケート調査によるニーズ調査
  - ・コロナ禍における実施可能な体制の検討および実施
- (3) アイヌ工芸家とものづくり企業とのコラボ商品開発にかかる企画、進行、商品管理
- (4) コラボ商品開発に係る選定組織の運営
- (5) 新たに開発されたコラボ商品披露のための首都圏における発表会の開催
- (6) アンテナショップの開設場所の選定と販売契約等の渉外作業
  - ・アンテナショップの企画、調整、実施
- (7) 取り組みの評価と課題の整理、次年度実施計画案の作成

## 5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格及び条件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 町が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
- (4) 北海道内に所在地を有する者であること。（支店等が北海道内にあれば可）
- (5) 当該事業を受託する事業者は、町内アイヌ工芸家とデザイナー等が連携しながらアイヌ工芸品の商品開発を行うことから、工芸家とデザイナーとの橋渡しをするパートナーとなる存在であること。
- (6) 前項を踏まえ、町内アイヌ工芸家とデザイナー等とのヒアリングや商品開発について、短い期間で事業を実施するため、過去5年以内に本業務と同様なアイヌ工芸に係る関連業務を行い、町内アイヌ工芸家との関係性を有している実績があること。
- (7) 当該事業を受託し業務を担当する者は、他の業務に出向、派遣、併任など業務遂行に支障となる者でないこと。

## 6 業務期間

契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

## 7 成果品

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 本業務で作成した報告書、提案書等（紙媒体及び電子データ） 5部
- (3) 本業務で取得した地域団体商標に係る一切の関係書類
- (4) 本業務で取得した権利等に係る一切の関係書類

## 8. 参加表明書の提出

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の①～③までに定めるところによ

り、参加表明書を提出し、5に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ① 提出期限 令和4年4月28日（金）午後5時まで
- ② 提出先 〒055-0192 沙流郡平取町本町28番地 平取町アイヌ施策推進課
- ③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。提出期限必着とする。）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 9. 対象経費

- (1) 予め収入を見込んだ営利目的の取り組みは対象としない。
- (2) 委託事業の委託先が委託事業を実施する際に必要となる機械、器具等については、基本的にリースあるいはレンタルにより対応することとし、リースあるいはレンタルによる対応が困難な場合に限り、委託事業の委託費に含まれる当該機械、器具等の取得等（取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の場合に限る。）に係る経費を認めるものとする。

## 10. 予算上限額（消費税含む）

35,000,000円

## 11. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類及び部数
  - ・企画提案書（様式自由）1部（会社名を記入したもの）
  - ・同上10部（会社名を記入しないもの）
- (2) 提出期限：令和4年5月13日（金）午後5時まで
- (3) 提出先：〒055-0192 沙流郡平取町本町28番地 平取町アイヌ施策推進課
- (4) 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便に限る。提出期限必着とする。）

## 12. 選考及び企画提案プレゼンテーション日程

- (1) 提出された企画提案書等を比較検討し、順位を決定するため、本事業にかかるプロポーザル審査委員会設置要領に基づき平取町アイヌ文化のブランド化推進事業プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という）を設置する。
- (2) 審査会は、企画内容、費用等の審査項目について各審査員が個別に審査採点を行い、その点数を合計する方法により最も高い得点を得たものを最優秀提案者として選定し、最優秀提案者以外の者についても採点順に順位付けを行う。
- (3) プレゼンテーション実施日：令和4年5月20日（金）午前10時より
- (4) プレゼンテーション実施場所：平取町役場

## 13. その他

- (1) 業務は本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 事業受託者は業務の実施にあたっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 事業受託者は業務の実施にあたっては発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理

解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

- (4) 事業受託者は業務の進捗について、発注者に対して概ね2週間毎に進捗状況を報告すること。
  - (5) 事業受託者は業務の一部を再委託するときは、予め発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。
  - (6) 本仕様書に定めのない事項や、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
  - (7) 事業受託者は本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む）を、業務完了後、直ちに平取町に無償で譲渡すること。
  - (8) 事業受託者は本業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権、パブリシティ権、その他権利を侵害しないこと。
  - (9) 事業受託者は本業務を通じて知りえた個人情報や業務上の秘密を第三者に漏えいすること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講じること。
- (11) 企画提案に係る経費は、参加事業者の負担とする。
  - (12) 企画提案の採否は、文書で通知する。
  - (13) 企画提案書等は返却しない。
  - (14) 企画提案書を期日までに提出しない場合は、「参加表明書」の提出があっても、企画提案の参加意志がないものとみなす。また、企画提案ヒアリングに出席しない場合も、同様に企画提案の参加意志がないものとみなす。
  - (15) 企画提案に関する問い合わせ・連絡先
    - ・ 沙流郡平取町本町28番地 平取町アイヌ施策推進課（業務担当：島野）
    - ・ 電話番号 01457-2-2341 FAX 01457-2-2277

以上